

安曇野市では、空家の流通や利活用を促進するとともに、空家の件数の減少や管理不全空家の発生を抑制するため、空家所有者の方向けの補助金を交付します。

注意! 補助対象になる空家とは?

おおむね1年以上にわたり、**居住その他の利用実態**（店舗や賃貸、別荘としての利用など）**がない**建築物等を「空家」といいます。ただし、申請時点で既に市場に出ている（＝不動産業者と売買・媒介契約を締結している）ものや、共同住宅の空き室は対象となりません。

*所有者や近隣の方が「ここは空家だ」と認識しているかどうかは関係なく、客観的な状況で判断します。

◎補助対象になる建物の例

- ・所有者の死後、家財がそのままになっている住居
- ・長年使っていない別荘
- ・住居は使っていないが、庭を家庭菜園にしている
- ・住居は使っていないが、農機具を倉庫に置いている
- ・年に何度か、掃除や庭の除草のため宿泊している

◎補助対象にならない建物の例

- ・賃貸物件だが、この1年ほど借り手がつかない
- ・年に1度、親戚が集まって過ごしている
- ・不動産業者と仲介契約を結んだが買い手がつかない
- ・同じ敷地内の別棟に居住者がいる
- ・母屋を商材や事業用資材の保管場所として使っている

1 片付け清掃補助

空家を整理し、物件を安曇野市空き家バンクに掲載する場合に、片付け・清掃費用を補助します。

注意! 必ず着手前に補助金の申請をしてください。

（先に片付け作業・片付け契約・不動産業者との媒介/売買契約をしてしまうと、補助金はもらえません。）

○申請する場合は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

対象者

- 個人であること（法人でないこと）
- 市税および国民健康保険税に滞納がないこと
- 建物の所有者であること

対象物件

- 物件が安曇野市内にある「空家」であること
- 戸建て物件であること（共同住宅の空き室や長屋の空き住戸でないこと）
- 取得して5年以上経過した空家であること（相続・遺贈の場合は、前所有者の所有期間と合算）
- 過去にこの補助金の交付を受けた物件でないこと
- 共有の場合：共有者の同意を得ていること
- 交付申請日以降に、安曇野市空き家バンク仲介事業者と媒介/売買契約を締結し、安曇野市空き家バンクに物件を掲載すること（売却、賃貸どちらでも可）

その他

- 申請年度末（3月31日）までに実績報告ができること
- 補助対象経費について、他の補助金と併用しないこと（施工箇所が完全に分離できれば併用可）

○補助の対象となる経費

- ・空家内外の残置物の処理費用
- ・廃棄物処理費用（家電リサイクル料金を除く）
- ・空家の庭木の伐採・せん定や草刈りの費用

対象経費の1/3

上限10万円を補助

注目!

安曇野市空き家バンクへの掲載にあたって、
これから不動産登記・相続登記・境界測量などを行う場合…
空き家バンク登録者支援補助が併用できます!

対象経費の1/3

上限20万円

詳細は
こちら
から▶



（裏面もご覧ください⇒）

2 空家解体補助

上限が70万円に増額されました!

空家を解体し、不動産事業者を通じて敷地を第三者へ売却する場合に、解体工事費用を補助します。

注意! **必ず着手前に補助金の申請をしてください。**
 (先に空家解体・解体の契約・不動産業者との媒介/売買契約をしてしまうと、補助金はもらえません。)

○申請する場合は、以下の要件を**すべて**満たす必要があります。

- | | |
|------|--|
| 対象者 | <input type="checkbox"/> 個人であること (法人でないこと) |
| | <input type="checkbox"/> 市税および国民健康保険税に滞納がないこと |
| | <input type="checkbox"/> 空家となっている建物、またはその土地の所有者であること |
| 対象物件 | <input type="checkbox"/> 物件が安曇野市内にある「空家」であること |
| | <input type="checkbox"/> 戸建て物件であること (共同住宅の空き室や長屋の空き住戸でないこと) |
| | <input type="checkbox"/> 取得して5年以上経過した空家であること (相続・遺贈の場合は、前所有者の所有期間と合算) |
| | <input type="checkbox"/> 過去にこの補助金の交付を受けた物件でないこと |
| | <input type="checkbox"/> 共有の場合：共有者の同意を得ていること |
| | <input type="checkbox"/> 敷地内の建築物、工作物、立木等を 全て撤去し更地 にすること (上下水道施設を除く)
<small>※媒介契約においては不動産事業者の、売買契約においては買主の同意がある場合、母屋以外は残置可能です</small> |
| | <input type="checkbox"/> 交付申請日以降に、 敷地を住宅用地として第三者へ売却 するため、 不動産事業者と媒介/売買契約 すること |
| その他 | <input type="checkbox"/> 申請年度末 (3月31日) までに実績報告ができること |
| | <input type="checkbox"/> 補助対象経費について、他の補助金と併用しないこと (施工箇所が完全に分離できれば併用可) |

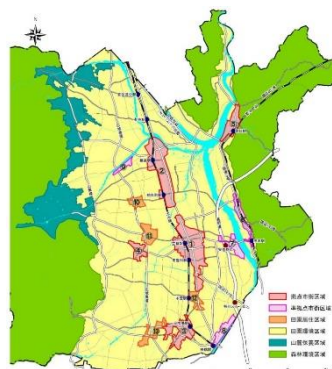
○補助の対象となる経費

- ・当該空家等の解体工事費用
- ・廃棄物処理費用
- (家電リサイクル料金を除く)
- ・敷地の整地費用

※**重点支援空家** (…①劣化が著しく倒壊のおそれがあるもの、②再建築が困難な敷地を隣地所有者が取得して解体するもの) に該当する建物を解体する場合、又は借地上的建物を地主が解体する場合には、**補助額、交付要件、提出書類**が一部異なります。詳しくはお問合せください。

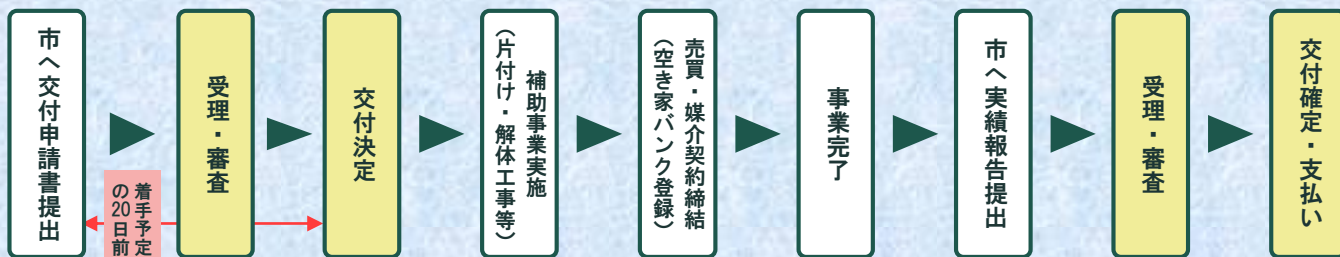
右図の区域により上限が異なります

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 拠点市街区域 | ▶ 対象経費の1/3
上限 70万円 を補助 |
| 準拠点市街区域 | |
| 田園居住区域 | ▶ 上限 50万円 |
| 田園環境区域 | |
| 山麓保養区域 | ▶ 上限 30万円 |
| 森林環境区域 | |



※区域が分からない場合は空家活用係までご相談ください。

◎補助金の申請から交付まで



- ◎添付書類 ※書類は場合によって必要
- ・誓約書兼同意書 (様式第2号)
 - ・片付け・解体工事等の見積書
 - ・建物及び土地の登記全部事項証明書
 - ・位置図 (建物の場所が分かる地図)
 - ・着手前の写真
 - ★空家の所有者と申請者の相続関係及び他の相続人がわかる書類
 - ★他の所有者等の同意書 (様式第3号)

各種書式はこちらからダウンロードできます



- ◎片付け清掃補助では、空き家バンク仲介事業者と契約し、バンクへの登録が必要です
- ◎空家解体補助では、不動産事業者と媒介契約または売買契約の締結が必要です
- ◎事前着手厳禁です! 契約の締結日が交付申請日より前の場合は補助対象外になります

※**年度末 (3月31日) までに提出!**

- ◎添付書類
- ・片付け・解体工事等の契約書又は申込書
 - ・片付け・解体工事等の領収書
 - ・不動産事業者と締結した媒介/売買契約書
 - ・事業実施後の写真

お問い合わせ

安曇野市役所 移住定住推進課 空家活用係 〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000 (2階6番窓口)
 電話: 0263-71-2011 (直通) / メール: akiya@city.azumino.nagano.jp